

野洲市景観審議会の役割

野洲市景観条例(平成24年3月26日公布)で位置付け

所掌事務

- 景観条例で審議会の意見を聴くことが規定されているもの
 - ・ 第5条2項 景観計画を定める時又は変更する時(義務規定)
 - ・ 第9条1項 届出に対し勧告をする場合(任意規定)
 - ・ 第12条 変更を命令する場合(義務規定)
 - ・ 第13条1項 景観重要建造物を指定する場合(任意規定)
 - ・ 第13条2項 景観重要建造物の現状に回復を命令する場合(義務規定)
 - ・ 第13条4項 景観重要建造物の届出変更を勧告する場合(義務規定)
 - ・ 第14条1項 景観重要樹木を指定する場合(任意規定)
 - ・ 第14条2項 景観重要樹木の現状に回復を命令する場合(義務規定)
 - ・ 第14条4項 景観重要樹木の届出変更を勧告する場合(義務規定)
- 景観形成に関する市長の諮問に応じ調査審議を行う
- 景観形成に関し市長に意見が述べられる

委員

学識経験者および市長が適当と認めるもので10名以内

任期は2年

組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める

(施行規則)

- ① 会長
 - ・ 会長は委員の互選で選ばれる
 - ・ 会長は会務を総理し、審議会を代表する
 - ・ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたるときは、予め会長の指名する委員が職務を代理する
- ② 会議
 - ・ 会議は会長が召集
 - ・ 会長が議長になる
 - ・ 委員の半数以上の出席がなければ開けない
 - ・ 議事は出席議員の過半数で決し、同数の場合は、議長が決する
- ③ 専門部会
 - ・ 必要に応じ、専門部会を置くことができる
 - ・ 委員のうち会長が指名するものをもって組織
 - ・ 部会長は会長が指名する委員
 - ・ 部会長は部会を総理し、専門部会を代表する
 - ・ 専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる
- ④ 関係者の出席
 - ・ 必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる
- ⑤ その他
 - ・ 規則の外、運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める

景観計画策定までの流れ

